



# 内山 FP 総合事務所株式会社 発行 平成 25 年 8 月 6 日

## ■ 不動産にかかる税金とは?

土地や建物を新築・取得したときの税金

『固定資産税ってなに?』『不動産取得税ってどんなときにかかるの?』

マイホームの購入を考えるとき、きっても切れないのが税金の問題。

不動産にかかる税金には以下のものがあります。

## 固定資産税・都市計画税(市税)

固定資産を評価し、評価額が決まります 固定資産税=評価額×税率(1.4%)→新築家屋の場合は減額措置あり(1/2 に減額 都市計画税=評価額×税率(0.2%) 0.7%)

※固定資産税が減額されるのは新築後3年間です。3年ごとに評価替えが行われ、建物が古くなると減額されます。 ※固定資産税は標準税率です。市町村によっては異なる場合もあります。

#### 不動産取得税(都道府県税)

土地や家屋を取得したときに1回限りおさめる税金です。

固定資産税評価額×税率(3%)

※住宅用土地(土地)に対する特例措置があり、一定の要件に該当する土地を取得した場合は、土地に係る不動産取 得税が軽減されます(この軽減を受けるには都道府県税事務所への申告が必要です)

#### 所得税(国税)

**従宅ローンを利用して住宅を取得した場合、確定申告**(毎年2月中旬から3月中旬) により所得税の控除を受けられる場合があります。

※2年目以降は年末調整で控除を受けることができます。

#### 要件 (新築住宅)

- ① 年間の所得合計が3.000万円以下である
- ② 新築の日または住宅取得の日から6ヶ月以内に控除を受ける人が入居し、引き 続き控除適用年の12月31日まで入居していること
- ③ 床面積が50㎡以上であること(非居住用部分を含む)
- ④ 自己の居住部分の割合が 1/2以上であること
- ⑤ 居住用財産の3. 000万円の特別控除・買換え・交換等の特例の譲渡所得の 特例適用を受けていないこと。
- 「認定長期優良住宅の減額控除」の適用を **6**

受けていないこと。

### 【税額控除額】(平成25年1月1日~平成25年12月31日の期間に入居の場合)

居住年	控除期間	ローン残高 限度額	控除率	最高控除額
平成 25 年	10年間	2,000万円	1.00%	20万円

<長期優良住宅・省エネ住宅(平成 24 年または平成 25 年に居住の用の場合)>

平成 25 年 10 年間 3,000万円 | 1.00% 30万円 が あ る

稅 に け

か か る

不 動

產

に

